

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

消費生活相談体制の整備など、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきたが、これらの交付金の後継に当たる地方消費者行政強化交付金の平成30年度当初予算額が24億円と、前年度当初予算額の8割に減額された。

このことは、地方公共団体の財源確保や行政職員・消費生活相談員など人員の配置、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置等の課題が残る中、地方消費者行政を後退させる懸念がある。

さらに、消費者庁には地方支分部局がないため、消費者相談内容の全国消費生活情報ネットワークシステム(PIONET)への登録などを担う地方消費者行政の機能強化が進まない場合、被害情報の収集や分析、制度改革や法執行、消費者被害防止の広報啓発など、国の消費者行政が進まないことも懸念される。

よって、国においては、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年度当初予算における地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額について補正予算で措置すること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金は、少なくとも平成29年度までの水準を確保すること。
- 3 消費者行政に係る地方公共団体の事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月10日

福井県議会